

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

**○介護福祉士の国試、今年度の申し込み者数は約9.6万人 昨年度から2割増(2017/12/18 介護のニュースサイト Joint)**

やや持ち直した。21.7%の増加だ。

来年1月に筆記試験が行われる今年度の介護福祉士の国家試験。社会福祉振興・試験センターによると、受験を申し込んだ人は全国で9万6247人となっている。急激な減少が明らかになった昨年度(7万9113人)より1万7134人多い。一昨年度の6割程度の水準まで回復した格好だ。

現場で研鑽を積みながら資格を目指す「実務経験ルート」で挑戦する人が増えた可能性もある。ただし、十分なデータが揃っておらず要因はまだ判然としない。厚生労働省が現時点で確度が高いと考えていることは1つ。専門学校や大学などで学ぶ「養成施設ルート」の行程が変わった影響だ。段階的に国試の合格を必須としていく見直しが今年度からスタートしたため、早速チャレンジしようと手続きした学生が少なくないとみられている。

介護福祉士の国試の申し込み者は以前、今よりずっと多かった。一昨年度が16万919人、その前が16万2433人。それが昨年度、約8万人と一気に半減して業界に衝撃が広がった。多くの人を選択する「実務経験ルート」の要件に、最長で450時間の実務者研修の修了が加わったことが大きいと指摘されている。専門職としての資質の底上げや社会的な評価の向上につながるため。そんな狙いで実行されたが、実際に働きながら研修をこなしていくには相応の気力と体力、時間が必要でハードルが高い。「資格に挑む人がこれだけ減っては元も子もない」といった批判があがり、その後の動向に注目が集まっていた。

**■受講費の免除や人件費の補助も**

厚労省は現在、多くの人を実務者研修をクリアできるように支援策を実施している。例えば経済的な負担の軽減だ。20万円を上限に受講費を貸したう

で、それから2年間にわたり介護職員として勤め続けた人を対象に返済を免除している。事業者をサポートする仕組みも用意した。実務者研修に時間を割く職員が仕事に出にくくなるケースを想定し、代わりの職員を雇うための人件費を補助する内容だ。また、介護福祉士の養成校へ通う人に入学金や毎月の学費などを貸したうえで、現場で5年以上働けば返済を免除する制度も設けている。これらの施策の窓口は、各都道府県の福祉部局や社会福祉協議会。具体的な条件などの詳細は、そこへ問い合わせれば確認できるという。

厚労省はこのほか、国試の受験者が急減した理由も含めて現状を詳しく把握するための研究事業も進めている。年度末にまとめるその結果を踏まえ、より有効な対策が打てないか検討を深めていく考えだ。

**○月8万円の処遇改善策などを閣議決定-政府(2017/12/8 けあピア for テイ)**

政府は8日、2兆円規模の「新しい経済政策パッケージ」(政策パッケージ)を閣議決定した。介護関連では、勤続年数10年以上の介護福祉士に、月額平均8万円相当の処遇改善を行うことなどが盛り込まれている。

政策パッケージでは、安倍政権が掲げる「2020年代初頭までに50万人分の介護の受け皿の整備」を実現する上で最大の課題は、介護人材の確保であると指摘。その確保に向け、特に経験や技能のある職員に対し、重点的な処遇改善を行う方針を示した。

その上で、具体策として公費1000億円程度を投じ、介護サービス事業所での勤続年数が10年以上の介護福祉士を対象に、月額平均8万円相当の処遇改善を実施するとしている。

この施策に伴う収入については、介護福祉士だけでなく、他の介護職員の処遇改善などにも充てることができるなど、柔軟な運用が認められる。また、障がい福祉の人材についても、同様の処遇改善が行われる。

なお、政策パッケージでは、この施策について「2019年10月に予定されている消費税率10%への引き上げを前提として、実行する」としている。そのため、消費税率の引き上げが行われなかった場合、施策の実施も見送られる可能性がある。

#### ■介護の実習生、在留資格の付与も可能に

政策パッケージでは、介護の外国人の技能実習生について、3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した場合、在留資格（介護）を与えることも盛り込まれた。また、介護分野での外国人材の受け入れに向け、海外における日本語習得環境を整備する方針も示された。

### ○介護実習生に在留資格 政府方針、国家試験合格が条件(2017/12/5 東京新聞)

政府は四日、介護現場で新たに受け入れる外国人の技能実習生が介護福祉士の国家試験に合格した場合、日本で働き続けられるように在留資格の制度を見直す方針を決めた。八日に閣議決定する「人づくり革命」などの政策パッケージに盛り込む。

農業や漁業分野など技能実習の他の職種には同様の仕組みがなく、介護が初。深刻な人手不足が続く介護分野での人材確保策の一環だが、技能実習制度は本来、外国人が母国に帰って技能を移転することが目的。なし崩し的な外国人受け入れには批判も出そうだ。

技能実習生の介護職種は十一月一日の関連法施行で新たに対象として加わった。現行制度でも三年以上の実務経験など一定の条件を満たして国家試験に合格すれば、介護福祉士の資格を取ることが可能だが、日本に残って働き続けることはできない。

政府は入管難民法の法務省令を改正し、最長五年の実習期間終了後、いったん帰国して介護の在留資格で再入国した後、無期限で働き続けられるようにする方向。三年以上介護現場での実務を経験した留学生についても、国家試験に合格すれば在留資格を認める。

### ○介護職希望の外国人留学生急増 対応に迫られる専門養成校、日本語学校(2017/12/20 山陽新聞)

国は今年9月に改正入管難民法を施行。外国人技能実習制度の受け入れ職種に新たに「介護」を追加した。さらに介護福祉士を目指す外国人留学生が専門養成校、大学などで専門知識や技能を習得し、介護福祉士の資格を取得すれば、労働ビザが支給され、在留資格が与えられることになった。半面、留学生は介護福祉士の国家試験に合格できなければ帰国が義務づけられる。これを受け岡山県内の専門養成校や日本語学校では、国家試験の取得を目指して外国人留学生が急増。受け皿づくりのため「介護コース」を新設したり、授業内容を充実したりするなどの動きが出ている。

#### ■高まる日本語学校の重要性

介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生にとって、最大の難関は日本語能力。日本語能力検定は難易度によってN1（最高レベル）～N5までの5段階に分類されている。日本の専門養成校に入校する留学生は、入国前までに日本語能力検定で最も優しいN5程度、あるいは日本語の履修時間で150時間以上が条件とされているが、日本で介護職を目指す場合は最低でも、基本的な日本語が理解でき、日常的な場面で使われる日本語をある程度理解できるN4かN3が必要といわれている。入国後、留学生は日本語学校でさらに日本語を学び、N2程度にレベルアップして養成校に入校することが望ましい。岡山ビジネスカレッジの速水隆明国際部長は「N2程度の能力がないと養成校の授業に付いて行けないし、国家試験も受からない。さらに試験をパスして介護福祉士になっても最高レベルのN1程度の能力がないと、施設利用者との十分なコミュニケーションはとれない」と、日本語教育の重要性を指摘する。

一般社団法人  
外国人看護師・介護福祉士支援協議会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12-1  
VORT 半蔵門ビル 6階  
TEL : 03-6666-8163 FAX : 03-3221-4717  
E-mail : [zen-kangokaigo@jiaec.jp](mailto:zen-kangokaigo@jiaec.jp)

担当：白井、小中  
©一般社団法人  
外国人看護師・介護福祉士支援協議会  
無断複製・転載を禁ず